

令和7年度農作業標準金額について

日吉津村農業委員会
令和7年3月10日

作 業 種 別		作業単位	協 定 額 (円)	備 考
一 般 労 務		1時間当	1,050	※この金額は消費税の課税対象外です
以下、税込み				
全 面 耕 起		10a当	7,000	・ディスク使用は反当5,500円 (戻耕作業は別途4,900円)
代 掻 き		10a当	7,100	
機 械 田 植		10a当	7,100	・同時施肥 600円増 ・同時除草剤散布 600円増
消 毒		10a当	1,100	・機械代・燃料代含む ・水稻に対する粉剤消毒のみ対象
稲 刈 (機 械 刈)		10a当	9,300	・条まき刈(周囲は委託者負担刈投げ) 但し、正常の状態を基準とする
コ ン バ イ ン		10a当	19,000	・コンバインによる結束は2,600円増
稲 脱 穀 (ハ ー ベ ス タ ー)		10a当	8,800	
遊休農地草刈 (フ レ ー ル モ ア)		10a当	8,200	現地の状況に応じ当事者間で話し合いの上、適宜加算
畦 畔 草 刈	肩掛け	1時間当	2,100	機械代・燃料代含む
	自走式	1時間当	5,300	
畦 塗 り (片 塗 り)		1㎡当	70	
・この表の金額については、間食・賄なし ・一般労務の金額は、作業内容及び時間帯により適宜加算 ・一般労務の金額は、令和7年度中に改正された最低賃金がかれを上回る場合、その金額に準ずる ・一般労務を除く各作業の金額は、農地の状況により適宜加算				